袖ケ浦市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年3月25日

袖ケ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ケ浦市監査委員 笹 生 典 之

指摘事項

予算の定めによらない契約その他の行為について【学校教育課】

小学校教育課程振興事業について、令和3年2月に納品された消耗品を令和3年4月に納品されたものとして検収を行い、令和3年度予算で支出していた事例が認められた。

地方自治法第208条では、会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日 に終わるものと規定されており、工事請負費、物件購入費等の会計年度の所属 区分は、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、履行があった日の 属する年度と規定されている。

また、袖ケ浦市財務規則第150条第1項では、予算執行者等は、契約者が 給付を完了したとき等、自ら又は当該契約に係る事務を担当する職員以外の 職員に命じ、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をし なければならないと規定されている。

今後は、法令遵守の徹底と財務に関する事務の重要性を認識し、再発防止に努めること。

指摘事項に対する措置内容

- 1 各小中学校長あてに、財務に関する事務の年度管理を徹底する旨の文書を通知した。
- 2 校長会議において指摘事項の内容を説明し、法令遵守の徹底と財務に関する事務の重要性を認識し、再発防止に努めることの共通理解を図った。
 - また、学校事務担当者が集まる会議においても同様に共通理解を図った。
- 3 小中学校から学校教育課へ請求書等を送付する際の連絡票に検収日記入欄を追加し、今後、記入・確認を徹底することを令和4年度学校予算説明会にて周知する。